令和7年度(2025年度)八王子市一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害に強いまちづくりを実現するために、緊急輸送道路に係る沿道建築物の耐震診断、耐震補強設計、耐震改修、建替え及び除却に係る費用を補助することにより、沿道建築物の耐震化を図ることで地震発生時において沿道建築物の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路を確保することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによるほか、住宅・建築物防災力 緊急促進事業補助金交付要綱(令和7年3月31日付国住街第145号、国住市第99号、国住木第111号)及び東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例(平成23年東京都条例第36号。以下「耐震化推進条例」という。)における用語の例による。
 - (1) 耐震診断 地震に対する建物の安全性を評価することをいう。
 - (2) 耐震補強設計 耐震診断に基づく住宅又は建築物の補強工事の設計をいう。
 - (3) 耐震改修 前号に基づき、地震に対する安全性の向上を目的として実施する住宅又は建築物の 改修工事をいう。
 - (4) 建替え 現に存する住宅又は建築物を除却するとともに、当該住宅又は建築物の敷地に住宅又は建築物を新たに建築することをいう。
 - (5) 除却 現に存する住宅又は建築物を除却することをいう。
 - (6) 耐震化指針 耐震化推進条例第6条第1項に規定する耐震化指針をいう。
 - (7) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に 供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のもの)を含む。
 - (8) 建築物 第7号に掲げる住宅以外の建築物をいう。
 - (9) 一般緊急輸送道路 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)第5条第3項第2号の規定により緊急輸送道路として東京都耐震改修 促進計画に記載された道路をいう。ただし、特定緊急輸送道路を除く。
 - (10) 特定緊急輸送道路 耐震化推進条例第7条第1項に規定する特定緊急輸送道路をいう。
 - (11) 一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業 この要綱に定めるところによって行われる、 一般緊急輸送道路に係る沿道建築物の耐震診断、耐震補強設計、耐震改修、建替え及び除却に 関する事業をいう。
 - (12) マンション 共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が 1,000 ㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として 3 階以上のものをいう。
 - (13) 分譲マンション 二以上の区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和 37 年法律第 69 号。以下「区分所有法」という。)第2条第2項に規定する区分所有者をいう。)が存する建物で人の居住の用に供する専有部分(区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。)がある共同住宅(店舗等の用途を兼ねるもので店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積2分の1未満のものを含む)をいう。
 - (14) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)で定める建築物エネルギー消費性能基準をいう。
 - (15) 一般沿道建築物 次に掲げる要件をすべて満たすものをいう。ただし、国又は地方公共団体

- の所有するもの及びその他市町村が定めるものを除く。
- ア 住宅又は建築物の敷地が八王子市内にあり、一般緊急輸送道路に接するものであること。
- イ 住宅又は建築物の高さが、当該住宅又は建築物のそれぞれの部分から一般緊急輸送道路の 境界線までの水平距離に、つぎのいずれかに掲げる当該一般緊急輸送道路の幅員に応じ、そ れぞれに定める距離を加えたものに相当する高さを超えるものであること。
 - (ア) 12メートル以下の場合、6メートル
 - (イ) 12 メートルを超える場合、緊急輸送道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離
- ウ 昭和56年6月1日以後に新築の工事に着手したものでないこと。

(補助対象事業)

- 第3条 補助の対象となる一般沿道建築物の耐震診断及び耐震補強設計は、次の各号にそれぞれ適合 するものでなければならない。
 - (1) 耐震化指針に適合する事業であること。
 - (2) 対象費用のそれぞれについて他の補助金等の交付を受けた事業でないこと。
 - (3) 市が住宅・建築物防災力緊急促進事業補助金交付要綱(令和7年3月31日付国住街第145号、 国住市第99号、国住木第111号)に基づく補助を受ける事業であること。
 - (4) 耐震診断にあっては、耐震性向上のための設計の方針及びそれに基づいた概算改修工事費用を 把握するように努めること。
 - (5) 耐震診断及び耐震補強設計は、耐震化推進条例第10条第1項に掲げる者のうちいずれかの者が行うものであること。
 - (6) 耐震診断は、診断結果について、耐震改修促進法に基づき国土交通大臣が定めた建築物の耐震 診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成 18 年 1 月 25 日付国土交通省告示第 184 号) 別添の指針に適合する水準にあることについて、別記 1 に定める評定機関により評定を 受けたもの又は市長が認めたもの
 - (7) 耐震診断は、原則として、当該年度内に事業を完了するものであること。
 - (8) 耐震補強設計は、原則として、当該耐震改修計画について、耐震改修促進法に基づき国土交通 大臣が定めた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成 18 年 1 月 25 日付国土交通省告示第 184 号)別添の指針に適合する水準にあることについて、別記 1 に定 める評定機関により評定を受けたもの又は市長が認めたもの
 - (9) 耐震補強設計は、八王子市の条例及び指導要綱等を遵守した内容とすること。
 - (10) 耐震補強設計は、原則として当該年度内に事業を完了するものとする。
 - (11) 耐震補強設計は、当該住宅又は建築物が、耐震診断の結果、Is (構造耐震指標をいう。以下同じ。)値が 0.6 未満相当若しくは Iw (構造耐震指標をいう。以下同じ。)値が 1.0 未満相当であること又は倒壊の危険性があると判断されたものであること。
- 2 補助の対象となる一般沿道建築物の耐震改修、建替え及び除却(以下「耐震改修等」という。)は、 次の各号にそれぞれ適合するものでなければならない。
 - (1) 前項第1号から第3号の規定に適合する事業であること。
 - (2) 構造が耐震上著しく危険であると認められること、又は劣化が進んでおり、そのまま放置すれば耐震上著しく危険となると認められるものであること。
 - (3) 耐震診断の結果、Is 値が 0.6 未満相当若しくは Iw 値が 1.0 未満相当であること又は倒壊の 危険性があると判断されたものであること。

- (4) 耐震改修等は、原則として、当該年度内に事業を完了するものとする。
- (5) 耐震改修後に I s 値が 0.6 相当以上若しくは I w値が 1.0 相当以上となるよう計画された事業であること。
- (6) 地震に対して安全な構造とする旨の特定行政庁の勧告を受けたもので、建築基準法に基づく耐 震改修に係る命令を受けていないものであること。
- (7) 耐震改修は、前項第8号に規定する耐震補強設計に基づき行うものであること。
- (8) 除却は、3者以上の見積もりを徴したうちの最低額の工事業者と契約するものであること。
- (9) 建替え後の住宅は、原則として「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域」又は「建築基準法 (昭和25年法律第201号)第39条第1項に規定する災害危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。)」外に存すること。
- (10) 原則として、都市再生特別措置法(平成 14 年法律第 22 号)第 88 条第 1 項に規定する住宅等を新築する行為であって、同条第 5 項の規定に基づく公表に係るものでないこと。
- (11) 建替え後の住宅又は建築物は、原則として省エネ基準に適合すること。
- (12) 八王子市の条例及び指導要綱等を遵守していること。
- (13) 東京都耐震化工事中掲示物掲示制度要綱(平成28年4月1日付27都市建企第1203号)第3条の規定に基づく耐震化工事中掲示物が当該耐震改修、建替え又は除却の工事中の現場に掲示されること(ただし、工事の安全上、環境上、日程上などの状況により掲示が容易でない場合はこの限りでない。)
- 3 前項に定める補助の対象となる工事については、工事完了後10年以上、工事箇所を適正に保全するものとする。

(市の補助)

- 第4条 市長は、一般沿道建築物の所有者が一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業を行う場合 には、予算の範囲内において次に掲げる費用の全部又は一部を補助することができる。
 - (1) 耐震診断に要する費用
 - (2) 耐震補強設計に要する費用
 - (3) 耐震改修に要する費用(工事監理費に要する費用を含む。)
 - (4) 建替えに要する費用(工事監理費に要する費用を含む。)(前号の助成を受けて耐震改修を行った住宅及び建築物を除く。)
 - (5) 除却に要する費用(第3号の助成を受けて耐震改修を行った住宅及び建築物を除く。) (補助対象者)
- 第5条 一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業について申請することができる者は、一般沿道 建築物の所有者であり、八王子市暴力団排除条例第2条各号に規定するものでないこと。また、補 助対象住宅又は建築物について所有権を有する個人(世帯員全員及び共有の場合、共有者全員)又 は法人及びその代表者(世帯員全員及び共有の場合共有者全員)の市税等の納付状況が既に納期の 経過した市税等を完納しているか、市税等が非課税であること。ただし、次の各号に掲げる場合に おいては、当該各号に定める者とする。
 - (1) 分譲マンション 当該建築物の管理組合及びその代表者(世帯員全員及び共有の場合共有者全

- 員)又は区分所有者の代表者(世帯員全員及び共有の場合共有者全員)の市税等の納付状況が 既に納期の経過した市税等を完納しているか、市税等が非課税であること。
- (2) 共同で所有する住宅又は建築物 共有者全員によって合意された代表者(世帯員全員及び共有 の場合共有者全員)の市税等の納付状況が既に納期の経過した市税等を完納しているか、市税 等が非課税であること。

(補助金の額)

- 第6条 補助金の額は、第4条各号に掲げる費用で、別表に定める額を限度とする。ただし、補助対象事業費のうち、既に本事業における補助金の交付を受けた部分に係る費用は除く。
- 2 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(事前協議)

第7条 耐震診断、耐震補強設計、耐震改修、建て替え及び除却(以下「耐震診断等」という。)の補助を受けようとする者は、あらかじめ八王子市一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金事前協議書(第1号様式)に、別記2の書類を添えて市長に提出し、本要綱の要件を満たすか否かを確認しなければならない。ただし、前年度以前の要綱に基づき提出され、当該要綱に規定された補助金交付申請に至っていない事前協議については、本要綱においても有効とする。

(全体設計の承認)

- 第8条 耐震診断等の補助を受けようとする者は、当該耐震診断等が複数年度にわたるものに係る初年度の補助金交付申請前に、八王子市一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金全体設計承認申請書(第2号様式)に別記2の書類を添えて、市長に提出し耐震診断等に係る事業費の総額及び事業完了予定時期等について、市長の承認を得なければならない。なお、当該事業費の総額を変更する場合も同様とする。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときはその内容を審査し、承認することを決定したとき は八王子市一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金全体設計承認書(第3号様式)によ り、申請者に通知しなければならない。

(全体設計の変更)

- 第8条の2 前条の承認を得た者は、全体設計の内容を変更しようとするときは、八王子市一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金全体設計承認変更申請書(第4号様式)により、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。
- 2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは変更を 承認し、八王子市一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金全体設計変更承認書(第5号 様式)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金交付申請)

- 第9条 耐震診断等の補助を受けようとする者は、耐震診断等の契約を締結する前に、八王子市一般 緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付申請書(第6号様式)に別記2の書類を添えて 市長に提出するものとする。
- 2 前項の補助を受けようとする者は、交付を受けようとする補助金に係る消費税仕入控除税額がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る 消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金交付決定)

- 第10条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助の対象となることを確認した ときは、補助を決定し、八王子市一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付決定通知 書(第7号様式)により申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の審査の結果、補助の対象とならないことを確認したときは、不交付を決定し、八 王子市一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金不交付決定通知書(第8号様式)により 申請者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第11条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、 その権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(耐震診断等の実施)

第12条 補助決定者は、第10条第1項の交付決定通知後速やかに、耐震診断等の請負契約を行い、 耐震診断等に着手するとともに、八王子市一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金着手 届(第9号様式)に別記2の書類を添えて市長に提出するものとする。

(補助対象事業内容の変更)

- 第13条 補助決定者は、補助金の額に変更が生じない範囲で、次に掲げる補助対象事業の内容を変更 しようとするときは、八王子市一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金事業内容変更届 出(第10号様式)により、市長に届け出なければならない。
 - (1) 補助の対象となる部分の面積、配置、構造、形状及び仕上げの変更
 - (2) 事業工程の変更
 - (3) その他の申請内容の変更
- 2 補助決定者は、補助金の額に変更が生じる補助対象事業の内容を変更しようとするときは、八王 子市一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付変更申請書(第11号様式)により、市 長の承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の補助金交付変更申請書を受理した場合は、当該申請の内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付の変更を決定し、八王子市一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付変更承認書(第12号様式)により補助決定者に通知するものとする。

(耐震診断等の取り止め)

- 第 14 条 補助決定者は、事情により当該耐震診断等を取り止めるときは、八王子市一般緊急輸送道路 沿道建築物耐震化促進事業補助金申請取消届出(第 13 号様式)に別記 2 の書類を添えて、市長に提 出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定に基づき補助金取り止めを承認したときは、八王子市一般緊急輸送道路沿道 建築物耐震化促進事業補助金申請取消承認通知書(第14号様式)により補助決定者に通知するもの とする。

(完了届)

- 第 15 条 補助決定者は耐震診断等を完了したとき又は第8条の承認を受けた補助対象事業のうち交付決定に定めた各年度の出来高に到達したときは、八王子市一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金完了届(第 15 号様式)に別記2の書類を添えて市長に提出するものとする。
- 2 補助決定者は、耐震診断等の完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、八王子市一般緊急輸送道路沿建築物耐震化促進事業消費税仕入税額控除報告書(第 16 号様式)により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長が当該仕入控

除税額の全部又は一部の納付を命じたときは、補助決定者は、これを納付しなければならない。 (補助金の額の確定)

第 16 条 市長は、前条の八王子市一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金完了届を確認したときは、交付すべき補助金の額を確定し、八王子市一般緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付額確定通知書(第 17 号様式)により、補助決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

- 第17条 前条により通知を受けた者(以下「補助確定者」という。)は、八王子市一般緊急輸送道路 沿道建築物耐震化促進事業補助金交付請求書(第18号様式)により、市長に請求するものとする。 (補助金の交付)
- 第 18 条 市長は前条の規定により、補助確定者から請求を受けたときは、速やかに補助金を交付する ものとする。

(決定の取消し)

- 第19条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助決定の全部 又は一部を取り消すことができる。
 - (1) 不正の手段により補助の決定を受けたとき。
 - (2) その他この要綱の規定に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定に基づき補助金交付の決定を取り消したときは、八王子市一般緊急輸送道路 沿道建築物耐震化促進事業補助金交付決定取消通知書(第19号様式)により補助決定者に通知する ものとする。

(補助金の返環)

第20条 市長は、前条の規定により補助金交付の決定を取り消した場合において、その取り消しに係る補助金を既に交付しているときは、期限を定めて、当該交付済みの補助金の返還を命ずるものとする。

(報告及び検査等)

第21条 市長は、この要綱による補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助決定者に対し、 報告を求め、又は検査し、若しくは調査することができる。

(交付要綱の効力)

第22条 要綱第10条の規定により、補助が決定されたものについては、年度が終了した後について も、この要綱の規定が適用されるものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、令和7年(2025年)4月1日から施行する。
- 2 施行前に補助金の交付決定を受け、耐震診断等に係る契約を締結している住宅及び建築物に係る 事業については、改正前の要綱を適用する。
- 3 施行前に全体設計の承認を受け、耐震診断等に係る契約を締結している住宅及び建築物に係る事業については、改正前の要綱を適用する。

別表

費用の区分	補助対象事業費の限度額	補助率と補助限度額
耐震診断に要する費用	以下のA又はBのいずれか低い額以内 A イからハの合計 イ 面積1,000 ㎡以内の部分は3,670 円/㎡以内 ロ 面積1,000 ㎡を超えて2,000 ㎡ 以内の部分は1,570円/㎡以内 ハ 面積2,000 ㎡を超える部分は 1,050円/㎡以内 ただし、設計図書の復元、第3者 機関の判定等の通常の耐震診断に 要する費用以外の費用を要する場 合は1,570,000円を限度として加算することができる。 B 実際に耐震診断に要する額	補助対象事業費の9/10で、予算の範囲内
耐震補強設計に要する費用	以下のA、Bのいずれか低い額以内 A 実際に耐震補強設計に要する額 B イからハの合計 イ 面積1,000 ㎡以内の部分は5,000円/㎡以内 ロ 面積1,000 ㎡を超えて2,000 ㎡以内の部分は3,500円/㎡以内 ハ 面積2,000 ㎡を超える部分は2,000円/㎡以内	補助対象事業費の5/6で、予算の範囲内
耐震改修に要 する費用(エ 事監理費を除 く)	以下のA、Bのいずれか低い額以内 A 実際に耐震改修に要する額(工事 監理費を除く) B (イ)耐震診断の結果、Is値が0.3未 満相当若しくはIw値が0.7未満相当 又は倒壊の危険性が高いと判断され た建築物の場合 56,300円/㎡以内かつ1棟当たり 563,000,000円以内の額 ただし、免震工法等を含む特殊な 工法による場合は83,800円/㎡以内 かつ1棟当たり、838,000,000円を	補助対象事業費の5/6。ただし、分譲マンション以外の建築物の5,000 ㎡を超える部分については、補助対象事業費の5/12で予算の範囲内

限度とする。

(ロ)(イ)以外の建築物の場合 51,200 円/㎡以内かつ 1 棟当たり 512,000,000 円以内の額。

ただし、免震工法等を含む特殊 な工法による場合は、83,800円/ m² 以内かつ1 棟当たり 838,000,000 円を限度とする。

(ハ) 耐震診断の結果、Is 値が 0.3 未 満相当若しくは Iw 値が 0.7 未満相当 又は倒壊の危険性が高いと判断され たマンションの場合

55,200 円/m²以内かつ1棟当たり 552,000,000 円以内の額

ただし、免震工法等を含む特殊な 工法による場合は 83,800 円/ m²以 内かつ1棟当たり、838,000,000円 を限度とする。

(二)(ハ)以外のマンションの場合 50,200 円/㎡以内かつ 1 棟当たり 502,000,000 円以内の額。

ただし、免震工法等を含む特殊な 工法による場合は、83,800 円/㎡以 内かつ1棟当たり 838,000,000 円を 限度とする。

(ホ) 住宅(マンションを除く)の場 合

34,100円/㎡以内かつ1棟当たり、 341,000,000 円以内の額とする。

建替え(工事 監理費を除 く)又は除却 に要する費用

A 建替えを行う場合は、以下の(イ)、 補助対象事業費の5/6。ただし、分譲 (ロ)のいずれか少ない額を限度と する。

(イ) 耐震改修に要する費用のうち B 5/12で予算の範囲内 により算出される額

(ロ) 建替え費用

B 除却を行う場合は、以下の(イ)、 (ロ)のいずれか少ない額を限度と する。

(イ) 耐震改修に要する費用のうち B により算出される額

マンション以外の建築物の5,000㎡を超 える部分については、補助対象事業費の

	(ロ)除却に要する費用として3者	
	以上から見積もりを徴したうち	
	の最低額	
	ただし、耐震改修に要する費用の補助	
	を受けて耐震改修を行った建築物を除	
	< ∘	
	以下のA、Bのいずれか低い額以内	補助対象事業費の5/6で、予算の範囲
	A 実際に工事監理に要する額	内の額。
	B イからハの合計	
	イ 床面積 1,000 ㎡以内の部分の場合	
工事監理に要	5,000円/㎡以内の額	
する費用	ロ 床面積 1,000 ㎡を超えて 2,000 ㎡	
	以内の部分の場合 3,500 円/㎡以内	
	の額	
	ハ 床面積 2,000 ㎡を超える部分の場	
	合 2,000 円/㎡以内の額	
,	•	•

※ 補助金の額は、千円未満を切り捨てるものとする。

別記1 指定評定機関

公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンター、一般財団法人日本建築防災協会、一般社団法人建築研究振興協会、一般社団法人東京都建築士事務所協会、一般財団法人ベターリビング、一般社団法人構造調査コンサルティング協会、日本 ERI 株式会社、株式会社東京建築検査機構、一般財団法人建築保全センター、一般社団法人日本建築構造技術者協会、特定非営利活動法人耐震総合安全機構、一般財団法人日本建築センター、株式会社都市居住評価センター、

株式会社確認サービス、アウェイ建築評価ネット株式会社、ビューローベリタスジャパン株式会社、ハウスプラス確認検査株式会社、公益社団法人ロングライフビル推進協会、日本建築検査協会株式会社、株式会社グッドアイズ建築検査機構、株式会社建築構造センター、一般社団法人耐震技術広域連携協議会

別記2 添付書類と様式

77 HZ 14-17 E/M C 14-17		
名称		添付図書
八王子市一般緊急輸送道路沿道	第1号	・確認通知書又は建築年月日を証する書類(写)
建築物耐震化促進事業補助金事	第7条関係	・沿道建築物であることが確認できる書類
前協議書		・建替えで用途が住宅の場合は土砂災害特別警戒区域又は
		災害危険区域外にあることが確認できる書類
		・該当する場合、都市再生特別措置法(平成 14 年法律第
		22 号) 第 88 条第 1 項に規定する届出書の写し(建替えの

		場合)
		・申請者の本人確認書類(申請書の氏名欄へ申請者の自署
		又は押印がある場合はこの限りでない。)
八王子市一般緊急輸送道路沿道	第2号	・案内図
建築物耐震化促進事業補助金全	第8条関係	・配置図
体設計承認申請書		・平面図
		・工程表
		・見積書 (除却の場合は3者以上)
		・各年度の出来高が確認できる書類
		・申請者の本人確認書類(申請書の氏名欄へ申請者の自署
		又は押印がある場合はこの限りでない。)
		・その他市長が必要と認めた書類
八王子市一般緊急輸送道路沿道	第3号	
建築物耐震化促進事業補助金全	第8条関係	
体設計承認書		
八王子市一般緊急輸送道路沿道	第4号	・申請内容の変更を示す図書
建築物耐震化促進事業補助金全	第8条の2関	・申請者の本人確認書類(申請書の氏名欄へ申請者の自署
体設計承認変更申請書	係	 又は押印がある場合はこの限りでない。)
		・その他、市長が必要と認めた書類
	第5号	
 建築物耐震化促進事業補助金全	第8条の2関	
体設計変更承認書	係	
	第6号	(共通)
 建築物耐震化促進事業補助金交	第9条関係	 ・建物全部事項証明書又は建物の所有権を証する書類(写)
付申請書		・確認通知書又は建築年月日を証する書類(写)
		・代表者承諾書と共有者全員の同意書(建物の所有者が複
		数の場合)
		・管理組合の規約と耐震診断等の実施を決議したことが分
		かる書類の写し(分譲マンションの管理組合の場合)
		・法人全部事項証明書の写し(法人の場合)
		・沿道建築物であることが確認できる書類
		・案内図、配置図、各階平面図
		・耐震診断等の見積書または要する費用が確認できる書類
		(除却の場合は3者以上)
		・補助金計算書
		・診断等の工程表
		・耐震診断結果報告書の写し(耐震診断を除く)
		・市税等の滞納がないことの証明書として市税の確認同意
		書または、各納税証明書等
		・消費税仕入税額控除確認書

		・申請者の本人確認書類(申請書の氏名欄へ申請者の自署
		又は押印がある場合はこの限りでない。)
		・全体設計承認を受けた場合は各年度の出来高が確認できる
		書類
		・その他、市長が必要と認めた書類
		(1) 耐震診断
		・診断者が条例10条第1項に掲げる者であることを証す
		る書面(写)
		・建物の調査書(参考様式)
		(2) 耐震補強設計の場合
		・設計者が条例10条第1項に掲げる者であることを証す
		る書面 (写)
		・建物の調査書 (参考様式)
		(3) 耐震改修の場合
		・土地の所有権を証する書面(写)
		・土地の所有者の承諾書の写し(借地の場合)
		・工事に関する設計図書
		・耐震補強設計結果報告書の写し(概要書)
		・耐震補強設計の評定 (写)
		・建物の調査書 (参考様式)
		(4) 建替えの場合
		・土地の所有権を証する書面(写)
		・土地の所有者の承諾書の写し(借地の場合)
		・工事に関する設計図書
		(5) 除却の場合
		・土地の所有権を証する書面(写)
		・土地の所有者の承諾書の写し(借地の場合)
八王子市一般緊急輸送道路沿道	第7号	
建築物耐震化促進事業補助金交	第10条関係	
付決定通知書		
八王子市一般緊急輸送道路沿道	第8号	
建築物耐震化促進事業補助金不	第10条関係	
交付決定通知書		
八王子市一般緊急輸送道路沿道	第9号	・契約書(写)
建築物耐震化促進事業補助金着	第12条関係	・工程表
手届		・申請者の本人確認書類(申請書の氏名欄へ申請者の自署
		又は押印がある場合はこの限りでない。)
八王子市一般緊急輸送道路沿道	第10号	・申請内容の変更を示す図書
建築物耐震化促進事業補助金事	第13条関係	・申請者の本人確認書類(申請書の氏名欄へ申請者の自署
業内容変更届出		又は押印がある場合はこの限りでない。)
		1

		・その他、市長が必要と認めた書類
	11	
八王子市一般緊急輸送道路沿道		・申請内容の変更を示す図書
建築物耐震化促進事業補助金交	第13条関係	・変更契約書(写)
付変更申請書		・その他、市長が必要と認めた書類
八王子市一般緊急輸送道路沿道		
建築物耐震化促進事業補助金交	第13条関係	
付変更承認書		
八王子市一般緊急輸送道路沿道	第13号	・申請者の本人確認書類(申請書の氏名欄へ申請者の自署
建築物耐震化促進事業補助金申	第14条関係	又は押印がある場合はこの限りでない。)
請取消届出		
八王子市一般緊急輸送道路沿道	第14号	
建築物耐震化促進事業補助金申	第14条関係	
請取消承認通知書		
八王子市一般緊急輸送道路沿道	第15号	(共通)
建築物耐震化促進事業補助金完	第15条関係	・費用明細書
了届		・費用の支払いを証する書類の写し(領収書)
		・補助金を直接事業者へ支払う場合は、上記領収証の代わ
		りに請求書及び委任状
		・全体設計承認を受けた場合は出来高を確認できる書類
		・申請者の本人確認書類(申請書の氏名欄へ申請者の自署
		又は押印がある場合はこの限りでない。)
		・その他、市長が認めた書類
		(全体設計承認を受けた初年度については以下の添付は
		不要)
		(1) 耐震診断
		・耐震診断結果報告書の写し(診断結果に対する評定書等がある場合は概要)
		・診断結果に対する評定書(確認書)等の写し
		(2) 耐震補強設計
		・耐震補強設計結果報告書の写し(評定書がある場合は概
		要)
		・耐震補強設計の評定書(写)
		(3) 耐震改修
		・工事監理報告書
		・耐震補強工事写真(工事前、工事中、工事後)
		ただし、工事中の写真に関しては要綱第3条第2項第13号
		の耐震化工事中掲示物がわかるもの (掲示した場合)
		(4) 建替え

		・建替え工事写真(工事前、工事中、工事後)
		ただし、工事中の写真に関しては要綱第3条第2項第13号
		の耐震化工事中掲示物がわかるもの(掲示した場合)
		・建築基準法第7条の規定に基づく検査済証の写し
		・省エネ基準に適合することを証する書類
		(5) 除却
		・除却工事写真(工事前、工事中、工事後)
		ただし、工事中の写真に関しては要綱第3条第2項第13号
		の耐震化工事中掲示物がわかるもの(掲示した場合)
		・建築基準法第 15 条の規定に基づく建築物除却届の写し
八王子市一般緊急輸送道路沿道	第16号	
建築物耐震化促進事業消費税仕	第15条関係	
入税額控除報告書		
八王子市一般緊急輸送道路沿道	第17号	
建築物耐震化促進事業補助金交	第16条関係	
付額確定通知書		
八王子市一般緊急輸送道路沿	第18号	・申請者の本人確認書類(申請書の氏名欄へ申請者の自
道建築物耐震化促進事業補助	第17条関係	署又は押印がある場合はこの限りでない。)
金交付請求書		
八王子市一般緊急輸送道路沿	第19号	
道建築物耐震化促進事業補助	第19条関	
金交付決定取消通知書	係	